

静岡県告示第778号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成28年7月29日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年7月29日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
磐田福田線	磐田市大原字中町187番の2地先から 磐田市大原字中町206番の1地先まで	平成28年7月29日

=====

静岡県告示第779号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、平成28年7月29日から2週間袋井土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年7月29日

静岡県知事 川勝平太

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
横川磐田線	磐田市大久保字安井谷305番の5から 磐田市大久保字六区259番の21まで	平成28年7月29日